

た日田の有数の豪商である（後述）。

ところが、産物の集荷は悪く、村役の者にも周知徹底していなかった。また再三にわたって抜け売り禁止令が出された。さらに、仕法が大坂などで売り払い後に勘定清算がなされ、領内での代金の受け取りは藩札であったこと、従前の商取引が継続していたためでもあった。

この政策の中心的な産物は生蠟と米穀であった。生蠟の清算にあたって収益を上げようとすれば、当然樫実の値段に左右される。藩は大坂相場を参考にして買い取り値段を決めて仲買に購入させるように改善した。次の米穀については買米制度といい、前述したように天保四年（一八三三）の国産方でも積極的に行われており、その後もしばしば見受けられた。嘉永七年（安政元年一八五四）には、江戸表異国船警固に關連して米の買い上げが命じられた。安政二年八月には、六郡で八二〇〇石の散米（農民の余剰米）の買い上げの指示が出た。翌年にも、散米四〇〇〇石の買い立てが出された。この国産政策は、一応成功した模様である。

制産方

これは産物会所の下部組織であったと思われる。嘉永七年（安政元年）甘藷の栽培を柏木勘八郎・堤平藏に命じて京都郡・仲津郡の荒れ地・荒れ畑に植えさせている。安政二年八月には制産方仕入れの稲扱きを小倉八百屋町米屋仁右衛門に売り捌きを命じた。安政四年に爪呂根・宿砂・桔梗など一一種の薬草の栽培をすずめ、薬種の大坂登せを行った。売薬については、従来越中富山の薬種屋権七・肥前田代の井丸屋順平・摂州梶原村の辻本儀右衛門の三人に領内販売を許可していたが、これを禁止し、領内医師たちに製薬を命じ、風邪や風疹の流行の際には困窮者に対して施薬を行った。また、島村は米

の品種の改良にも関心を示し、遠国より新種を取り寄せてもいる。同五年には早稲の品種「占城稻」の試作が行われた。このようにこの制産方は、主として勸農政策・社会福祉的な政策を遂行する部署であった。

以上のように、島村によって強引な財政政策がとられつつあったが、安政四年五月に島村が罷免されることで彼の主導による改革は終わったが、国産政策・日田の豪商千原との関係は継続されていた。

三 幕末維新の動乱と小倉藩

(一) 国産会所の継続

安政改革後 藩の財政逼迫は一向に解消を見ることなく、安政五年の産物会所（一八五八）一月には安政二年以来の不安定な米の収穫から年貢収納も思わしくないところから、掛米が予定されていたが、どうにか実施せずに済んだ。

こうした中で、安政の産物会所仕法が修正され遂行された。

万延元年（一八六〇）、いままで問題であった樫実値段の取り決めが入札制度に改められた。その修正点は、①他国の者が落札した場合は積み出しを許可する、②他国の者が落札した場合、定法通り益銀運上を産物会所に納入すること、③その他、であった。これは、従来の流通面を認め円滑化を図りながら統制しようとしたものであった。そして、入札に際し、願ひ済高は仲津郡で五万斤（樫持ち・板場よりそれぞれ二万五〇〇〇斤）ずつ持ち出す。入札によって値段の平均を出し、それを郡中全体の値段とした。領外の者は旅問屋を定めて、その問屋取次をもって入札させた。小倉より藩の役人が出張し、手代も立ち会った。京都・仲津郡は

申し合わせて、続けて入札を行った。入札が極端に低い場合には拒否することができた。

米については、万延二年（文久元年一八六一）に窮民救い方として売りに出された。仲津郡では大庄屋五人と森貞右衛門に米一〇〇〇石を大橋・杵尾両蔵所に「直入」させ、「小売り米」が申しつけられた。一升につき一匁八分であったが、米価の下落で一匁六分売りした。そして、翌文久二年正月には、諸方からの米買いの者が来て抜け売り米が多くなったので、「抜け売り米」の取り締まりを嚴重にするように命じられた。また、販売の許可が下りた米についてはできるだけ積み出しを留めるように仲津郡の大庄屋中に連絡し合った。しかし、同年の二月には販売予定の米については、その二割を領内の小売り米として残しておけば販売してもよいという通達が郡方役所から出た。

文久三年（一八六三）十月、制産方の廃止が通達された。さらに、慶応元年（一八六五）には産物会所の廃止が通達されたが、生蠟については御元方のもとで田野浦の間屋幸作・栄左衛門・吉右衛門の三人が取り扱うようになった。十二月になって生蠟・葛・鶏卵の大坂表に積み登す場合の規定が定められた。これは、荷主が大坂に積み登す場合には御元方の添状をもらい受け、大坂蔵屋敷の中村平三郎の改めを受け、希望の間屋へ売り払ったのち代金を蔵屋敷に納め、受取書をもって小倉に帰り、そのうえで御元方より代札（藩札）を受け取るというものであった。このように、藩が国産政策を繰り返して実施した理由は、大坂での藩財政の「銀繰り」（大坂での借金の調達）を円滑にすると同時に、藩札で産物を買集め、大坂に送ることによって得た金銀を藩庫に入れる方法で正貨を獲得しようとしたことである。

日田掛屋千原幸 万延元年（一八六〇）に万屋助九郎が二人扶持を右衛門の活躍 頂戴した理由に、産物会所仕組みに利益が上がったこと、日田表にての御元方銀談が年々都合よくいったことが挙げられている。

前述したように、千原家は寛政五年（一七九三）に幕府の掛屋を拝命したが、千原家が小倉藩や領民との関係を持ち始めたのは次のとおりである。藩に対しては文政十年（一八二七）に少額の貸金があった。ついで、小倉商人の蔵元彦六に天保期（一八三〇―四四）に少額の取引があった。農民に対しては天保十四年・弘化元年（一八四四）に上毛郡の者に各一〇〇両、嘉永元年（一八四八）に田川郡の者に一五両、同二年仲津郡内の者に一〇〇両の取引があったが、本格的になったのは嘉永五年に宇島の万屋と結びつくことによる。嘉永五年に従来中津藩領の小祝浦から船出していた大坂向けの日田の諸産物を小倉藩の宇島經由にし、万屋が扱うという契約が結ばれた経緯があった。

そして、安政元年（一八五四）に小倉藩の「御用達」、翌年に分家の新田藩の「御用達」になった。同地には既に俵屋藤作という商人が小倉藩の御用達を務めていたが、千原家がそれに加わったことになる。これは小倉藩と幕府領の支配者である日田那代の間で話がついてのうえと思われることから、慢性的な財政危機に苦しむ小倉藩にとって千原家の融資能力を当て込んだ政治的な背景でなされたものであった。つまり、ペリー来航以来の軍備の出費増、九州における譜代藩としての小倉藩の政治的立場を考えてのうえのことであった。こうして、幕末期の小倉藩の資金調達機関（前述の産物会所の銀主）及び幕府の「公金」貸し付けの仲介者として重要な役割を担うのである。

小倉藩には嘉永元年に一〇〇〇両の貸し付けを開始し、以後、次第に増加し、御用達になった安政元年には四五〇〇両の貸し付けをしている。また産物会所の担当商人（前述の方屋・柏木・堤）あての貸金が嘉永六年（一八五三）以降にみられ、安政二年には小倉藩の貸し付けを上回り、安政四年には一万二六五〇両となり、同五・六年は一万四〇〇〇両台となった。そして万延元年（一八六〇）にはついに二万〇九〇〇両に達し、文久二年（一八六二）・同三年・元治元年（一八六四）は二万七〇〇〇両台に及ぶのである。そして、産物会所が廃止された慶応元年（一



天領日田豆田町界隈、千原家跡地（大分県日田市）

八六五）には六〇〇〇両余の貸し付けに急減する。

日田金（ひた） 千原家はその外に、日田商人の常として数人の出資

がね）の融資 者を束ね、その藩の御用達が仲介者として貸金活動

を行った。前述の方屋・柏木兩人に対して三〇〇両の貸金などを千原以

外の商人が行っている。また文久三年は、小倉藩が御台場の増設・弾丸

製造など長州征伐を控えての軍備増強を行った年であった。そして長州

藩兵の田野浦占拠があった年である。この年小倉藩が依頼した調達金八

〇〇〇両を豆田・隈両町（現日田市）の者より出金した。追加分の二〇

〇〇両は千原家が出金し、残りを他の商人が負担した。さらに、元治元

年には長州征伐が行われたが、五〇〇〇両の貸金が行われた。このうち

五三五両を千原家が負担し、残りは他の商人から出金された。その後追

加依頼された五〇〇〇両は日田及びその周辺の富裕層より出金した。

このように、小倉藩の幕末期の火急の財政補填を担っていたのは日田

の商人たち、とりわけ千原家の働きが大きかった。

幕府の公金 このほか、千原家の働きで小倉藩に融資された幕府の

貸し付け 公金がある。これは御用達商人の仲介で日田郡代役所

より直接貸し出されたものである。

小倉藩に対する公金貸し付けが現在判明しているところでは、嘉永五

年に一〇〇〇両余がわかる。この時の小倉藩側の窓口は堤平兵衛であっ

た。公金の貸し付けは、大体十二月の日田地方幕領の年貢納入が終了し

た時点に開始される。幕府の掛屋になった日田の豪商たちは、この公金

を預かり主として近隣の九州の諸大名に日田郡代の了承を得て貸し付け

るのであった。千原家を通じて小倉藩に貸し出された公金は、次の表に

掲げるものがあつた（第93表）。

第93表 小倉藩（本藩）千原家の仲介による日田郡代の公金貸し付け

年 代	西 曆	公 金	貸 付 名 目
安政二・七	一八五五	五〇〇両	(田川郡村々)
三・一二	一八五六	一五〇〇両	
四・正	一八五七	五〇〇両	(仲津郡大橋村)
		五〇〇両	(築城郡安武村)
		一〇〇〇両	(上毛郡)
五・正	一八五八	一五〇〇両	(仲津郡光富村外二か村)
六・正	一八五九	四〇〇両	(京都郡草津村外二か村)
七・正	一八六〇	五〇〇両	(仲津郡真菰村)
		二二〇〇両	(仲津郡田中村)
		一九〇〇両	
文久元・一二	一八六一	一〇〇〇両	
		五六〇両	(小兒養育荒地起返御手当 仲津郡国作村、天生田村年利一割八年賦)
二・一二	一八六二	三三一五両三分	永一二四文六分
三・一二	一八六三	一四三二両	永一二一五五分
元治一・	一八六四	三〇〇〇両	(一〇か年賦)
慶応一・	一八六五	一三八九両三分余	(京都郡)
		三六両一分余	(京都郡、小兒養育荒地起返手当)
慶応二・	一八六六	二〇〇〇両	(一〇か年賦)
三・	一八六七	二〇〇〇両	(一か年限)
		二〇〇〇両	(村方手当)
		二〇〇〇両	(宿々助成)

(楠本美智子「小倉藩の産物会所と日田金」九州大学文学部『史淵』第一二〇号)

本表から、多くの場合小倉藩領の農村に貸し出しが行われていることがわかる。「公金貸付名目」の欄が空白のものは藩が直接借りたもので

ある。したがって、農民たちが村の困窮を解消するために資金援助を受け、農村の立て直しをするために田地を質に入れて借り出したものがほとんどであった。

ところで、幕末動乱期に当たるとの時期、長州藩との対峙を迫られた小倉藩は、台場建設資金などの幕命による海防充実のための軍備増強費の必要から、文久三年（一八六三）公金の借入れを日田郡代に申し出た。ところが、日田郡代は、公金を準備できなかったため、日田の掛屋商人たちに融通させた（翌年に合計一万二〇〇〇両を調達させた）。そして、明くる四年には三〇〇〇両の公金貸し付けをした。そのうえ、さらに「小倉軍用金急場入用差し支えに付」という名目で日田周辺の農村部の富裕者・掛屋たちにそれぞれ五〇〇〇両、都合一万両の調達を命じた。こうして、最初は小倉藩の国産政策の「銀主」としてかかわった千原家であったが、やがて日田郡代を中心とした日田商人たちの日田金は、九州の対長州藩の前進基地・譜代大名としての小倉藩を背後から支える資金源としての役割を担うことになった。

(二) 尊王攘夷問題と小倉藩

開港前後の情勢

鎖国下の幕府に海防の必要性を痛感させたのは十八世紀の後半になってからである。仙台の人林子平は『海国兵談』を著して海防の急務を告げた。しかし、彼は人心を惑わすものとして幕府によって処罰された。この年、すなわち寛政四年（一七九二）、ロシアの使節ラックスマンが伊勢の漂流民幸太夫を伴って根室に來航し通商を求めた。これは、幕府の対外政策をにわかに緊張させた。老中松平

定信の寛政の改革の時であって、海防問題が今一つの緊急課題となってきた。そして、幕府は諸大名に海辺の備え・海防訓練・船見番所の設置を触れ出した。

その後、イギリス船による文化五年（一八〇八）のフェートン号事件が起こり、天保八年（一八三七）にはモリソン号事件が起こるなど、日本近海は欧米列強の船舶の接近で騒々しくなってきた。一八四二年（天保十三年）に、中国清王朝はアヘン戦争に大敗し、南京条約を結び香港をイギリスに割譲していた。そこで、幕府は文政八年（一八二五）の異国船（無二念）打払い令を撤回し、天保の薪水給与令（一八四二）を下して過激な攘夷政策を改めはしたが、この段階で確固たる対外政策はなかった。

弘化元年（一八四四）になると、琉球にフランス船が通商を求めてきたことが薩摩藩から幕府に伝えられ、七月にはオランダ国王からの親書が幕府にもたらされた。この親書の中には、蒸気船の発明と西洋諸国における兵器の進歩の状況を伝え、日本が孤立して海外との交易を拒否することは、戦争の危険を招く恐れのあることを指摘していた。これに対する幕府の態度は、忠告に耳を傾けず有難迷惑とし、かたくなに鎖国を守るのであった。しかし、海防の必要から海岸防禦掛を設けた。弘化三年（一八四六）、米國艦隊司令長官ビッドルの浦賀来航をはじめ、英・米・仏・露の諸国がしばしば通商を求めて各地に来航していた。幕府は大砲の鑄造を行うなどの対策を講じたが、その数も少なく実用には程遠いものであった。

さて、嘉永三年（一八五〇）六月、長崎に来たオランダ人は、遠からず日本に米國艦隊が来て通商を求めると告げた。翌々年八月、長崎

のオランダ商館長はハワイ総督よりの警報を長崎奉行に伝え、米國使節が日本に通交を要求するために武装艦隊を率いて現在東シナ海を航行中であることを伝えた。このように、度重なる警告や通報に接しながらも、使節来航に対する具体的な対策を幕府は一つ持っていなかった。

嘉永六年（一八五三）六月三日、アメリカ合衆国東インド艦隊司令長官ペリーの率いる軍艦四隻は浦賀沖に入った。浦賀奉行はすぐさま米艦隊の来航を幕府に伝え、同艦隊の要求は国王の親書の手渡しにあることを述べた。こうして、幕府はその後の方針もいまま結局アメリカ合衆国大統領の親書を受け取った。ペリーは翌年に再来航する意思を伝え、大砲を撃ち鳴らしながら江戸湾を一周して退去していった。

幕府がこの対策を協議すべき時に將軍家慶は死去し、家定が十三代將軍の地位に就いた。家定は病弱な將軍であったので、幕府の重臣たちの責任は一層重いものになった。この時の老中筆頭は阿部正弘であった。彼のとった難局打開の施策は、ペリーがもたらした親書を諸大名に示し、通商の可否を諮問した点である。この諮問には三三の諸大名が答申し、そのほとんどが米國の要求を拒絶せよというものであった（そのうち要求を何らかの形で受諾するとした藩は九藩あった）。次に、京都所司代を経て、朝廷の伝奏に伝え孝明天皇にも報告した（報告については既に弘化年間よりあった）。このように、封建為政者の衆議を採る方針や朝廷への報告は、やがて朝廷・公家の政治関与、雄藩の中央政界進出、浪人の横議などの政治的混乱の始まりとなった。

そうこうするうちに、翌年正月に米艦九隻が再び浦賀に来航した。幕府の基本方針は米國の要求を拒否する態度であったが、ペリーの戦闘をも含む強い態度に浦賀（神奈川）で交渉に当たっていた応接方の役人の

意見を入れざるを得なくなり、ついに日米和親条約が締結された。こうして、鎖国令以来二〇〇年以上続いた鎖国体制は崩れ、筆頭老中も堀田正睦に交替した。この間、幕府は米艦の浦賀入港に際し七大名に江戸湾の警備を命じた。

周知のように、これをきっかけに米国は幕府に通商条約の締結を迫り、安政五年（一八五八）に大老の井伊直弼は日米修好通商条約を孝明天皇の勅許を得ないで調印した。ここに、尊王攘夷運動の激化が始まるのである。

小倉藩の対策

小倉藩の沿岸警備は既に宝永二年（一七〇五）に唐船の出現（密貿易船）に際して対応したところから始まる。この密貿易船出現以後、監視体制は厳重になって、正徳五年（一七二五）には門司の葛葉に遠見番所を設置、番士・番船を備えた。そして寛政四年（一七九二）の唐船の出現に際して、堺番所以外にも、馬島・筑前口・藍島・湊口・橋本・大里・門司口に通報して番士を配置し、関門に臨む突端地域には隼輦堅めも設けていた。これは、福岡藩の監視体制とも連結し、北部沿岸一帯の防衛線を形成したものであった。この監視体制がそのまま来航し始めたヨーロッパ諸国船に対する異国船監視体制として運用された（『北九州史』近世（編第三編第二章））。

外国船の接近による慌ただしい情勢にあつて、天保八年（一八三七）を迎えた小倉藩では年明け早々に天守閣を初め多く建物が焼失した。天保十三年の天保の薪水給与令とともに、幕府は高一万石につき一挺の割合で海岸防衛の大砲の備え付けを命じた。小倉藩は急なことで銅の調達に間に合わず、領内から古がね、唐がねを徴発して一五挺の大砲を鑄造した。こうしたなかで、六代藩主小笠原忠固は天保十四年に没し、代

わって七代藩主小笠原忠徹（安政三年一八五六没）が就任した。

嘉永七年のペリーの再来航に際し、小倉藩は浦賀警備を命じられた。江戸にあつてこの正月に勝手方引受家老に任命された島村志津摩は、藩財政の立て直しのため帰倉しようとしたが、急遽この警護役に就いた。そして、小倉から出府してきた小宮四郎左衛門と交替して江戸を三月に出発した。国元において、島村が安政の改革を主導していくのである（前述二）。

ここでは、二、安政期の改革で述べていない対外緊張による対応策について記しておく。安政二年、大砲鑄造のために材料の銅・真鍮などを領民から買い上げるようにし、その集荷役には大庄屋が任命された。また同時に、非常の場合の徴発用として寺社所有の梵鐘の調査も行われた。翌三年には海防充実のために西洋型帆船を建造した。さらに同五年三月には、企救郡の龍ヶ鼻で大々的な軍事訓練を八代藩主小笠原忠嘉の臨席のもとで行われ、藩兵をはじめ郷簡（百姓身分）も参加したものであった。この間、前述のように、嘉永六年には「異国船警備金」の名目で三〇〇〇両の御用借も領内に課せられた。

尊攘運動の高揚

大老井伊直弼による日米修好通商条約の強行締結と安政の大獄の結果急速に攘夷運動が高揚した。

この攘夷運動は、いままで政治的には地位の低かった京都の朝廷勢力を一大勢力にのしあげることになった。そして、各藩においては藩主のもとで一致団結して事に当たることが強調される一方で、藩論に与しないで脱藩して行動する、いわゆる尊攘派の浪士が活躍するようになって一層複雑な世相となった。井伊直弼が暗殺された桜田門外の変（万延元年一八六〇）が起こつて、その後の幕府政治は老中安藤信正が主導し

た。安藤は公武合体運動を推進したため、またもや尊攘派から襲撃されて重傷を負った。坂下門外の変である（文久二年＝一八六二）。以下、この時期の中央政局は複雑になってくるので、第94表を念頭におきつつ、小倉藩の動向を考えていくことにする。

この文久二年は幕府にとって大きな転換の年となった。すなわち、幕府と朝廷の政治的力学関係は島津久光の文久の幕政改革によって逆転したといえる。京都では、薩摩藩の尊攘派一掃を目指した寺田屋事件（同年）によってかえって尊攘運動が盛んになり、その勢力は長州藩を中心とする尊攘派であった。朝廷もこの勢力に押され、ついに三条実美を勅使として攘夷を幕府に迫るべく江戸に派遣した。このため、幕政は混乱したが、京都の尊攘派の氣勢は一層上がることとなり、京都の治安維持は困難となった。そこで幕府は会津藩主松平容保を京都守護職に任命した（同年十月着任）。

こうした状況の中で、同年（文久二年）の十月から翌三年にかけて、福岡・広島・久留米藩主たちが入京してきた。そして、将軍後見職徳川慶喜・政事総裁職松平慶永・老中格小笠原長行（唐津藩主世子）等の幕閣をはじめ、尾張藩主・熊本藩主らも入京した。こうしていよいよ十四代将軍徳川家茂の上洛となった（三代将軍家光以来二百数十年来のこと）。

この上洛は前年の勅使の要請によってなされたものであったので、当然朝廷は幕府に攘夷決行の期日を迫った。そこで、徳川家茂は決行期日を文久三年五月十日とする返答をし、諸大名には「外国より襲来したならば、これを打ち払え」と、日本側から積極的に戦闘を開始することを戒めつつ布告した。

この年、文久二年に起こった生麦事件によるイギリスからの賠償金の

要求が大きな外交問題に発展していた。つまり、国内にあっては尊攘派と組んだ朝廷の要求と、強大な軍事力をバックにした外圧のはざまに幕府はいたため、攘夷の決行に対する命令は慎重になされた。

このような中央政局の激変は、小倉藩に苦境を強いるものであった。また同時に、藩内上層部には対立があつて、この重大時期を迎えていた。安政六年（一八五九）に家老島村志津摩は小宮民部との対立から家老職を退いていたが、文久元年に勝手方引受として復帰し、再び藩政を担っていた。翌二年に入ると、九代藩主小笠原忠幹の弟小笠原敬次郎が政事世話方に任命されたのを機に、島村志津摩は辞任した。この辞任劇は「この節小倉藩二つも三つにも分かれ混雑の由承る。島村と敬次郎君と確執これある由」（『白石正一』）という風聞を醸し出していた。

攘夷問題と小倉藩

このような藩内事情を抱えながら、一月には藩論は、攘夷論を唱える者もあつたが、公武合体

の方針で一応まとまっていた。藩の上層部に紛糾の火種を抱えたまま、藩主小笠原忠幹は幕府から將軍の随行を命じられたため小倉を出発し、十二月末に大坂に着いた。そして、翌年三月に將軍を大津に迎え、そのまま随行して京都に入った。尊攘運動の高まりの中で、公武合体派の重要人物である政事総裁職の松平慶永や山内豊信などの諸大名が国元に引き揚げる中で、小笠原忠幹は將軍警固の任にあつて焦燥感を深め、帰国の許可を得ようとしたがなかなか許可が下りなかった。そこで、分家の新田藩主小笠原貞正を警固の代理にたてることでやっと帰国（三月二十一日京都出立）を許された。

小倉藩では、藩主不在の中で外国船襲来に備え、領内の海岸巡視や台場の場所の図面を作成していた。また、一月には大砲弾丸製造御用掛を

第94表 幕末維新期の略年表

年号	西暦	主 事 柄	小 倉 藩 関 係
嘉永五	一八五二	七月 ペリー浦賀に来航	島村志津摩、家老となる(嘉永七年勝手方引受家老になる)
安政一	一八五三	一月 ペリー再来航	三〇〇〇両の献金を命じる、小宮四郎左衛門民部、家老職になる
安政二	一八五四	三月 日米和親条約締結	
安政三	一八五五	七月 米総領事ハリス着任	
安政四	一八五六	六月 日米修好通商条約締結	
安政五	一八五七	九月 安政の大獄始まる	
万延一	一八五八	一月 威臨丸、条約批准のため米国に出帆	島村、小宮と対立し家老を辞職 英国人門司に上陸、村民騒ぐ
文久一	一八五九	三月 桜田門外の変	
文久二	一八六〇	一月 和宮降嫁正式勅許	
文久三	一八六一	一月 坂下門外の変	島村、勝手方家老職に復帰
文久四	一八六二	二月 幕府の文久の改革	英国軍艦、門司沖停泊測量をする
文久五	一八六三	三月 生麦事件	小笠原敬次郎、政事世話方に就任、 銀として二万両の献金をさせる、 藩主小笠原忠幹、 將軍の上洛の御先登役御供を命じらる
文久六	一八六四	四月 松平容保、京都守護職になる	大砲弾丸製造掛の設置、 台場構築、 領内防衛の部隊を編制、 農兵の徴募令が出る
文久七	一八六五	五月 攘夷決行日、長州藩外国船を砲撃する	米船ベムブロード号田野浦沖停泊
文久八	一八六六	六月 高杉晋作、奇兵隊創設	島村、江戸出府、 仏艦・田野浦沖に停泊、 長州藩の使い来倉、 河野四郎ら、 江戸出府、 長州藩兵・田野浦に砲台構築、 久留米藩・砲台構築、 正親町勅使西国下向、 河野四郎の自決、 小笠原敬次郎の死亡、 英彦山義拳の弾圧
文久九	一八六七	七月 薩英戦争	
文久十	一八六八	八月 天誅組の変	
文久十一	一八六九	八月 八・一八の政変・七卿都落ち	
文久十二	一八七〇	一月 生野の変	
明治一	一八七〇	七月 禁門の変	
明治二	一八七〇	七月 第一次長州征伐の命令布達	

慶応	明治	明 治	四	三	二	一	八月
一八六五	一八六六	一八六七	一八七〇	一八七一	一八六九	一八六八	七月
八月	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月
四国連合艦隊下関砲撃事件	長州藩、幕府に対し恭順の意を表す	第一次長征軍解兵	条約勅許	薩長密約(薩長連合)	第二次長州征伐令布達	第二次長州征伐戦闘開始	將軍徳川家茂死去
幕府軍の撤兵完了	大政奉還(一四日)・討幕の密勅	王政復古の大号令	鳥羽・伏見の戦い(戊辰戦争起こる)	江戸城無血開城の成立・五箇条の御誓文	新政府軍、会津若松城を包囲・九月開城	五稜郭の戦い(戊辰戦争終わる)	版籍奉還
廢藩置県							
門司沖に四国連合艦隊一時停泊	老中小笠原長行小倉着任	九州諸藩兵小倉領・筑前領に集結	小倉城自焼、小倉藩領に百姓一揆起こる	香春藩の成立	農兵を再組織する	香春藩にて藩政の整備改革、小笠原忠忱(一〇代藩主に就任)	小倉藩兵、徳川慶喜追討(戊辰戦争)に出兵、藩主ら肥後から田川郡に帰る
	企救郡の百姓一揆起こる	豊津藩の成立	田川郡の百姓一揆起こる				

設置し、弾丸の製造を開始した。二月には、前年に編成していた長崎異変時や外国船の襲来の際の軍事編成の人数を増加した。これに編成されていない藩士の子弟(十五歳以上の男子)を対象に、別働隊・予備隊として、緊急の際に思永館に集合するように布告した。

三月には、生麦事件の賠償問題はその処理いかんによっては戦争状態になるほどの緊迫した状態となっていた。幕府はそのため、万石以上の諸大名に臨戦体制をとるように命令した。小倉藩では、砲弾の増産とともに、大砲の鑄造に懸命になったが、銅の不足が深刻になり大砲地銅買い上掛を急遽設置した。こうして、台場の構築が始まった。小倉紫川河

口の東西両台場をはじめ、大里・葛葉・門司・速戸など関門海峡から筑前領に至る海岸線に砲台建築が急速に始められた。また、緊急時に備え、領民の安全性も考慮する一方で領民の動揺を押しさえようとして触れも出された。二十五日には、領内防衛の各隊の配置が決定された。その内容は以下のとおりである。

- 一、継嗣の豊千代丸の守護の藩士六七人、異国船渡来の節は、今村御茶屋へ立ち退き、時期次第では田川郡に立ち退く
- 一、家中、町家、海岸に近い村や浦の老幼婦女子は木町川原、千堂、清水台付近より今村までの間に集め、時宜次第立ち退き

一、各隊の配置

小笠原正備 延命寺台場
 洪田見舎人備 橋本―門司口の間
 福原七郎左衛門備 橋本―平松の間
 島村志津摩備 干上台場

そして、この備えの藩士以外に十五歳以上の藩士の子弟は手はず通り思永館に集合するように命じられた。

こうした中で、長崎奉行から長崎警備の要員を差し出すように指示してきたが、小倉藩は九州での果たす役割・藩内の事情を伝えたところ、同奉行は事情を了解して、この要請は取り下げられた。また、江戸湾の幕命による警護人の増員要請にも応えることができなかった。そこで、家老の小宮民部は島村志津摩を派遣した。

天皇の叡慮か こうした中で、文久三年（一八六三）五月十日の攘夷軍の内慮か 夷決行日を迎えた。この攘夷決行命令について、尊

攘派である長州藩の隣に位置し、また関門海峡の対岸にある小倉藩は攘夷の決行について神経をとがらせ、緊迫した日数を送っていた。在京中の老中板倉周防守に質問状を出し、単に海峡を通過する外国船を砲撃しないようにとの確答を得、また江戸に向かう長崎奉行からも幕府の発砲命令が出るまで静観するようとの指示を受けた。

長州藩の攘夷決行は、幕命を無視して（朝廷の命令として）、次のように関の砲台から発砲することによって開始された。

五月一〇日 アメリカ商船ベムブローグ号を長州藩軍艦庚申丸が襲撃
 五月二三日 フランス軍艦キンシャン号を砲撃
 五月二六日 オランダ軍艦メジュサ号を砲撃
 六月一日 アメリカ軍艦ワイオミング号を砲撃（同艦は長州軍艦庚申

丸・壬戌丸を撃沈、癸亥丸を大破した）

六月 五日 フランス軍艦セミラミス号・タンクレード号両艦を砲撃

このうち、フランス軍艦は下関砲台・長州の軍艦に向けて迎撃を開始した。また、同軍艦二隻は田野浦沖に停泊して、そのうち七、八人が小倉領の田野浦に上陸した。そして、小倉藩の在番の藩士に対して、小倉藩には砲撃を加えないが長州藩とは戦闘に入ると通告してきた。

その間、長州藩の方から攘夷の決行を小倉藩に促してきた。これを無視していた小倉藩に対して長州藩は朝廷に報告したため、六月六日朝廷の伝奏から小倉藩の京都留守居役が呼び出されて、関門の守りを長州藩とともにし、また攘夷の実行を即時するようにと咎められた。そこで、京都留守居役は在京の老中にその対応を求めたが、老中の方からは今までの方針で静観するようにとの返答をもらった。こうして、小倉藩は京都では伝奏と幕府幕閣との間に、また小倉表では長州藩の強い督促の間であって、非常な苦境にたたされた。

すなわち、既に三月、第十四代將軍徳川家茂が天皇から従来どおり「政務委任」をする勅命と「政治問題で事柄によっては、直接諸藩に対して指令することもあろう」との朝廷の方針が伝えられていた。このような極めて朝廷の高度な政治的基調によって、小倉藩は朝廷の命令^{せんたく}「叡慮」と幕府の命令^{せんたく}「内慮」の付度を強いられることになったのである。

六月十三日、朝廷の伝奏は小倉藩の京都留守居役に長州藩の攘夷実行の応援をするように再び指示を出してきた。同日、小倉表では、長州藩の方から数人の使者がやってきて、小倉藩の静観的な態度をなじって帰っていった。藩の重臣たちは協議したが、幕命を尊重する方針を再確

認して、幕府に長州藩の行動を抑制してもらうべく使者を派遣することに決定した。使者として、郡代の河野四郎と勘定奉行の大八木三郎右衛門が選ばれた。そして、家老から長州藩に、幕命があるまでは攘夷を行うべきでないこと、外国船砲撃の際には小倉領に着弾しないようにとの内容の書状を送った。

ところが、長州藩はこの勅告を無視して、かえって六月二十日に一一人余りの部隊が田野浦を占拠して砲台を築く挙に出た。この事態に対しても小倉藩側は静観の態度をとり、状況報告を急使をもって河野たちに伝え幕府の指示を待つことにした。

しかし、中央の事態は少し変化を見せていた。六月十六日、小倉藩の京都留守居役に京都所司代から、外国船が隣国であっても襲撃してきた場合（フランス軍艦の迎撃を指す）は傍観しないようにとの指示を与えていたのである。その上、朝廷では攘夷視察の名目で公家の正親町公重が勅使として下向することが決定した。これは小倉藩の攘夷問題に関する態度を糾弾しようとする露骨な意図がこめられていたものと考えられる。また、大里の久留米藩船屋敷に久留米藩が砲台を築くための便宜を図るようと伝奏から指小があった。このため、小倉藩京都留守居役はこれらを小倉表に伝え、京都守護職に対応策を質問したが、何ら確答を得なかった。そこで、小倉藩は長州藩との戦いも避け得ないとの判断から、戦闘要員の確保に懸命になった。

長州藩の方では、下関に監視人を置き、特に小倉藩関係者に対して厳しく取り締まった。七月、正親町勅使は山口に到着し、七月十四日使者をよこして家老と面会し、攘夷実行の即答を迫った。重臣たちはこの勅使を背景とした強硬姿勢に屈して返答し、七月十六日を期して攘夷を決

行する旨を領内に布達した。

勢いにのった長州藩は、七月十五日田野浦の御茶屋を占拠、翌十六日には勅使が長州藩主の世子をともなって田野浦に上陸して、砲台からの大砲の試射を視察した。ついで、十八日には大里に上陸し、久留米藩の大砲の試射を視察した。

そのころ、江戸にのぼって幕府の指示を仰いでいた河野・大八木の一行は海路幕府の役人とともに幕府軍艦朝陽丸で帰倉中であった。七月二十三日、同艦は門司白野江沖に投錨したが、長州藩兵に取り囲まれ、朝陽丸は乗っ取られたため、河野・大八木は自刃して果て、同行の幕府の役人は同人たちから預かった文書をもって逃げのびて、二十七日になって小倉に着いた。

こうしてもたらされた幕府の文書には、田野浦占拠の長州藩兵を實力で排除し、福岡藩・中津藩・広島藩には小倉藩を応援するように指示したものであった。つまり、全面的に長州藩と事を構えて幕府の主導権を確立しようとするものでもあった。これに対して、小倉藩は勅使を擁している長州藩と本格的に対峙しようとせず、かえって公武一体の政令が実現できるように幕府の権威高揚を期待して応答したという。

八月十八日の政変

こうした関門海峡を境として、朝廷と幕府との立場に挟まれて進退谷ま^まっていた小倉藩は八月を迎えた。一方、幕府中央政権は老中小笠原長行の独断専行の形で、重要課題となっている生麦事件の損害賠償金についてイギリスに四四方ドルの支払いを五月に行って解決をみた。そこで、イギリスは七月二日、七隻の艦隊を派遣して鹿児島藩と戦った（薩英戦争）。事態は外国を含めて大きく変動していたのである。

孝明天皇は強烈な攘夷論者であったが、尊攘派の行動とは一線を画して、あくまで幕府を通して公武合体で行うべきであるとの方針を持っていた。そこで、天皇の意思を受けて朝廷内では公武合体派の公卿によるクーデター計画が秘密裡に進められた。彼らと結んで会津藩と薩摩藩とが事実上の武力行動を起こし一挙に京都から尊攘派を一掃する計画が綿密に練られた。やがて、八月十八日の未明に実施された。これには八月十八日の政変である。そして、公武合体派が京都を制圧して長州藩には退去の勅命が下り、七卿が都落ちした。こうして、公武合体派が主導権を握ることができた。

この政変によって、小倉藩の上層部は胸をなでおろした。長州藩は占拠していた田野浦から兵を引き揚げ、奪っていた幕府の軍艦朝陽丸を返還した（九月）。

小倉藩にとっては、長い長い苦渋に満ちた三か月であった。だが、小倉藩の対応が没主体性にあつたかのようにとらえるのは正しくない。むしろ、譜代藩としての理念「幕府を守護しなければならない」という基本的論理」を堅持していること、またそれが行動基準であつたことに注意を払うべきであり、小倉藩の一連の行動が優柔不断の誤解を招いている（『北九州市史 近世編』第三編第二章）との指摘は重要である。

小倉藩の攘夷論 小倉藩の攘夷論者として著名な人物は二人いる。と「彦山義拳」 家老の島村志津摩と政事世話方の小笠原敬次郎

（藩主忠幹の弟）であつた。二人の政治手法は異なつていたが、攘夷論の立場は共通していた。小倉藩の上層部で、攘夷論か公武合体論かで藩論決定を巡って激しいやりとりが行われたのは文久三年（一八六三）二月のことであつた。

島村志津摩は安政の改革で手腕を発揮した小倉藩きつての辣腕政治家・実績の持ち主であつた。島村の師である青木政美（兵法指南役・町奉行）は攘夷を主張してやまなかつた。そのため、青木は塾居を命じられた。

小笠原敬次郎は、二月、藩の方針が公武合体の方向に決定した評議で強く攘夷を主張した。長州藩とともに外国船を挟撃し、また攘夷についてはいちいち幕府に指揮を仰ぐ必要はなく、不明な点は朝廷に問いたすべきだと主張した。

公武合体論で藩論を統一した小倉藩上層部は、攘夷論者ができるだけ敬遠したようで、島村志津摩は江戸台場に出張を命じられた。八月十八日の政変後、小笠原敬次郎は江戸に出張する手筈になつてしたが、九月十四日に怪我がもとで死亡した。

この年、文久三年五月六月、浪士や長州藩士が英彦山に入り込み、英彦山神社の社僧と組んで蹶起し、攘夷を決行しない小倉藩を領内から突き崩して小倉城を占拠しようと計画していた。また、英彦山神社は元来勅願所ということもあつて尊王の素地は十分あつたところである。八月十八日の政変で、事態は一変した。尊攘派の者に対する探索が厳しくなると、英彦山は彼らの避難場となり多くの者たちが集まつてきた。そこで、十一月小倉藩は兵を送り込んで、座主から攘夷決起を促す計画に参画した僧たち・浪士たちを捕らえて処罰した。これが、のちにいわゆる彦山義拳である。このことについて、「長州陰謀一件に付き、数々御嫌疑の筋とも御座候故、英彦山御座主並びに坊中十六坊小倉表に御呼び掛けに相成御調べ度敷これあり、尤も御座主下山ト申す事は迄承り及び不申候古今珍事と下評仕候事」（『坂本家文書』二「仮題 年代記」）と記し、驚きを隠さず異様

な出来事として伝えていく。

(三) 長州征伐と小倉藩

第一次長州征伐

八月十八日の政変のあと、幕府には当面二つの政治問題が生じた。一つは、朝廷より攘夷の決行をどうするかと迫られたこと。今一つは、長州藩対策問題である。前者の問題については、幕府は窮余の策として横浜鎖港を考えた。すなわち、幕府は貿易を長崎・箱館の二港に限ることで攘夷のために努力していることを朝廷に示そうとした。この案は、到底諸外国に受け入れられるところとならず、交渉は極めて難航した（この問題は解決することなく、元治元年一八六四、五月交渉を断念した）。

幕府にとってももう一つの懸案事項の長州藩対策問題は、幕府や雄藩の間での意見の一致を見ることなく、またたく間に年が明け、元治元年となった。この一種の政治的空白は、長州藩に利した。長州藩は京都での失地回復戦を実行に移した。これが禁門の変である。幕府及び諸藩もこれに対抗して兵を集結させ、結局七月十九日に交戦するに至った。長州藩兵は、圧倒的多数の幕府及び諸藩兵のために撃退された。

元治元年七月の朝議で、長州藩追討が決定してその旨幕府に伝えられた。幕府は中国・四国・九州の二一藩に対して出兵準備の命令を下した（長州征討令）。十月の幕府と諸藩による作戦会議の結果、十一月十八日が総攻撃開始日と設定された。しかし、既に八月五〜八日、文久三年（一八六三）の長州藩の攘夷決行に対する報復が米・英・仏・蘭の四国連合艦隊一七隻によって行われていた。したがって、幕府の第一次長州征伐を前にして、長州藩は極めて困難な状態の中にあった。十一月三日か

ら事態收拾に入り、征討令の十八日の総攻撃を待たずに解決（長州藩は三家老を切腹させ、藩主が謝罪した）した。結局、征討軍は一戦も交えないで十二月二十七日に解兵令が出された。

小倉藩の農兵

既に文久三年（一八六三）三月には、家老小宮民部の名で庄屋格以上の農民から農兵を徴募した（『北九州市史』近世編八一〜九ページ、『藩政時状記』福岡県史料第五輯所収）。

農兵には苗字帯刀を許可したが、無給で武器は自弁であった。この農兵の募集に応じた者は多く、すぐに目標の人数は確保することができた。各郡の応募人数は第95表のとおりで、主として大庄屋・庄屋層と、それらに準じる格式を持つ、いわゆる「徳人」層であった。例えば、元

第95表 農兵の取り立て

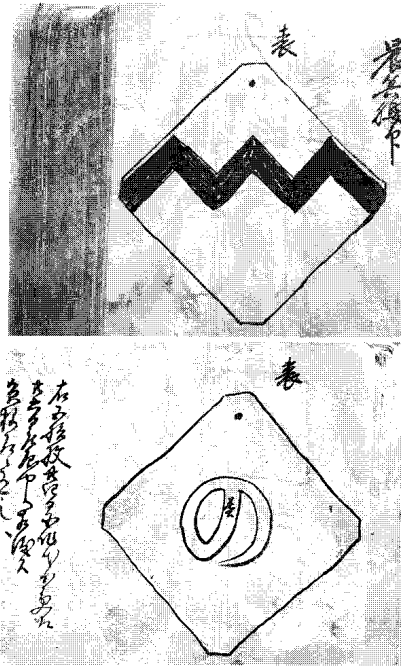
郡名	人数
企救	二六七
田川	二四〇
京都	三〇〇
仲津	二五〇
築城	二〇〇
上毛	一五〇
新田藩	五〇
計	一、四五七

ただし、企救郡には郷簡一二七人を含む。
（出典 『北九州市史』上巻七五六ページ）

治元年、大坂村庄平は「苗字は山田と唱え候事」、続

命院村弥一郎は「同じく村上と唱え候」と出てくる（『文久四年子御用日記』二月十八日）。
（『記録』長井手永大庄屋文書三〇四八）
そして、農兵には八月に次ページの写真のような「腰印」が渡された（前同文書）。

任務としては、各番所に配置されて常駐し、通行人の改めや一般の警備に当たることであった。藩士が戦闘要員となっていたため、農兵は藩士が日常的に行っ



農兵腰印（長井手永大庄屋文書248
「文久四年子御用日記」）

てきた仕事を肩代わりすることになった。また、講武所で戦闘訓練をうけるようになっていたが、「講武所え農兵老手永老人ツ、罷出候様先達而申触候得共今以て出張無之」（前同文書（三四八））と農兵の催促が頻繁に行われていることから余り熱心な参加状態ではなかった。

この農兵の負担よりも、むしろ元治二年（慶応元年＝一八六五）に公布された譜代召し抱え令の方が、農民に負担をかけた。その内容は、馬廻以上・知行高一〇〇石につき三人の割合で新規に家臣として召し抱えるというものである。そのため、農村においては労働力不足が生じ、召し抱えを断る例も生じた（福岡県文化会館編『慶応二年仲』（津郡岡作手永大庄屋御用日記））。また、農兵といえども戦闘状態になれば、第一線の戦闘要員ともなるわけであるから、武術・小銃・大砲の訓練が課せられた。

特に、大砲打方には強力を持ち主が「平百姓」から選ばれた。慶応元年閏五月廿四日の筋奉行の触れに、

農兵大砲打方

- 五挺 島村志津摩殿御備
 - 三挺 小笠原織衛殿同
 - 三挺 洪田見舎人殿同
 - 式挺 洪田見新殿同
 - 一五挺 御本陣
 - 但、一挺ニ付六人ツ、
 - メ人数百六十八人
- 右は氣力有之強力の者相選び候事
- とあって、各郡にその人数割りを示された。企救郡三十六人、田川郡四五人、京都郡二十四人、仲津郡三〇人、築城郡一九人、上毛郡一四人の都合一六八人である。長井手永からは、

- 一、歳式拾九 花熊村 村上清太郎
- 但、抱持田島老町式反拾七步
- 一、歳四拾八 柳瀬村 田中庄三郎
- 但、抱持田島六反老敵拾四步
- 一、歳三拾三 古川村 角田伝三郎
- 但、抱持田島老反八敵式拾四步
- 一、歳式拾九 大村 中村栄之助
- 但、抱持田島三反四敵
- 一、歳四拾老 八ッ溝村 霧田清左衛門
- 但、抱持田島五反四敵四步半
- 一、歳式拾九 続命院村 中川折助
- 但、兄幸平厄介同人抱持田島六反八敵拾八步

メ六人

以上の六人が書き上げられ、国作手永の方に回し、そこで合帳にして差し出すとある（「元治二年丑御用日記」（長井手永大庄屋文書二四九））。

**第二次長州 禁門の変後、長州藩は高杉晋作・木戸孝允らが藩の実
征伐の発令 権を握って一層反幕的態度を取るようになった。そこ**

で、幕府は長州再征の命令として慶応元年（一八六五）四月に、征長先鋒総督に前尾張藩主徳川茂徳を任命し（のち紀州藩主徳川茂承に交替）、彦根藩などに従軍を命じたうえで、五月には將軍が征長のため進発することを布告した。

しかし、多くの藩はこの軍事行動に反対か、消極的な態度を示していたが、幕府は強行しようとして再征の勅許を得ようとした。勅許は九月におりた。

翌慶応二年六月に先鋒総督徳川茂承が広島に到着、老中小笠原長行は九州方面軍監となって小倉に赴いた。幕府兵及び動員された諸藩の藩兵は、芸州口（山陽道方面）、石州口（山陰道方面）、小倉口（九州方面）、上ノ関口（四国方面）から進撃しようとした。長州藩が、「防長四境の役」と呼んだ戦争の気配が濃厚になった。

小倉城の自焼

ついに戦いは、同年六月七日、幕府軍艦が周防国大島郡を砲撃して口火が切られた。戦いは、幕府軍の主力が構えていた芸州口だけが持ちこたえていただけで、他の三口（方面）は圧倒的に長州藩兵の勝利であった。既に、同年の正月には薩摩藩と長州藩は同盟（薩長連合）を結んでいたこともあって、薩摩藩は兵を動かさず、幕府にとって頼みの兵力があてにできなかったことも意気が上がらなかった。

こうした政治情勢は当然わからず、小倉藩は老中小笠原長行のもとで、九州方面から戦いに挑んでいた。小倉藩の対長州戦準備は二月に始まった。この時の軍隊編制は次のとおりである。小倉藩士を分けて六備

二小隊と称している。一番手、二番手などと称し、小隊は何某隊と唱える。

- 一番手（備） 中老島村志津摩（一二〇〇石）
- 二番手（備） 中老波田見舎人（一七〇〇石）
- 三番手（備） 波田見新
- 四番手（備） 中老中野一学（一〇〇〇石）
- 五番手（備） 中老鹿島刑部（一〇〇〇石）
- 六番手（備） 小笠原織衛（一五〇〇石）

小隊長は外様番頭平井小左衛門（一〇〇〇石）と同じく高橋唯之丞（五〇〇石）である。この陣容で、六月四日一番手は古田ノ浦に、二番手は東台場に、三番手は門司ヶ関に、四番手は藩校思永館に、五番手は西台場に、六番手は田野浦新開に出張した。そして、二・四・五の三備は順次交替任務につくように定められていた（『福岡県史』第三巻、下冊二七五頁以下）。

こうした臨戦体制が敷かれる前に、領民には前回の第一次長州征伐と同様にいろんな負担が課せられた。『慶応二年丙寅 豊前国仲津郡国作手永大庄屋御用日記』（福岡県文化会館編）によると、

- 三月 八日 御用干草（馬の飼料）三〇〇〇貫目（仲津郡は六六七貫目、長井手永は二二〇貫目）の割り当て
- 廿七日 六郡の農兵・准農兵ならびに郷筒の名前を調べて書き出せの達しが出る（四月四日に催促の触れ）
- 四月廿六日 島村備・波田見新備・小笠原織衛備の郡夫割などの触れ
- 五月廿一日 領内の被差別部落に対して、草鞋十萬足の割り当て
- 廿四日 六月朔日よりの農兵の番所詰め割
- 杏尾詰め二人 長井手永農兵
- 稲童詰め三人 元永手永農兵

文久新地詰め二人 平島手永農兵
大橋詰め四人 国作手永農兵

但し、一切賄い代とも一人前、昼夜にて七匁五分宛

三番備の郡夫増員二四〇人（仲津郡四三人、長井手永十人）の割り当て、出夫催促

六月 三日

仲津郡に新一万七八〇九束（長井手永四〇四〇束）

十四日 軍用馬沓三〇〇〇足（仲津郡四五五足、長井手永一二二足）

など、多くの課役が申し渡されて慌ただしさを増してきた。

戦闘は六月十七日、長州軍の田野浦急襲によって開始された。同日肥後藩から、一万二〇〇〇人の部隊が到着、久留米、柳川、中津の諸藩兵も集合した。七月三日長州軍は大里を攻略、同二十七日には小倉城下の東側赤坂の丘陵地帯を攻め落として一気に小倉城下に迫ろうとした。この時は肥後細川藩兵の応援で、押し寄せて来る長州軍を撃退した。

七月二十日、大坂在陣中の將軍徳川家茂がわずか二十一歳で生涯を閉じた。この報が入ると、九州方面軍総督の老中小笠原長行は小倉を脱出し、同時に出陣中の九州の諸藩も国元に撤兵した。このため、小倉藩は、新田藩と播州安志藩の兵とで強力な長州藩兵との対決を強いられた。これについて、「諸藩とも、残らず陣払いに相成、同夜（七月晦日）小笠原老岐守様はじめ、公儀御日付日田御代官様別手組千人組ともにわかにか小倉遁走、如何の義哉、右御疑念、下々えは一切相分かり不申、大變の御事に御座候」（『坂本義典』）と、庶民には測りえない、また疑念を生じるにふさわしい不可解な行動に映ったに違いない。

そして、小倉藩は八月一日小倉城に火を放ち、戦線を企救郡と田川・京都両郡の境に後退させて長州軍を迎えた。藩庁は田川郡香春に移した

（これ以降、藩庁を仲津郡豊津に移すまで、香春藩という）。また、小倉城白焼以後、世子豊千代丸・藩主忠幹未亡人は警護の家臣とともに肥後熊本に落ちのびていた。実は、九代藩主小笠原忠幹は前年の慶応元年の九月に亡くなっていたが、時局の激しい渦中にあり、ひた隠しにされていた。

領内の民衆には早速次のように触れ出された。「この度御城並びに市中焼き払いの義は一ト先田川郡まで、上様はじめ御引払いの義は御城海辺に近く防ぎ方不便利、その上軍法も有之義ニ付決而恐怖不致様」

（福岡県文化会館編『慶応二年丙寅』）に、また防衛の必要から領民の不安解消を狙っている。そして、防衛線は田川郡境の金辺峠と京都郡の雨窪村（狸山）が設定された。八月二十日には、雨窪村の本陣から領内に同地の台場入用夫及び諸物資（鉄・鎌・ふご等）の持参を命じた。翌日には、「狸山御陣所詰めとして、京都・仲津郡の子供役・同加勢から一人、庄屋四人・方頭四人の詰め所勤務を命じた」（前書）。

後退した小倉藩兵の六番手備（小笠原織衛）は、長井手永山鹿村に在陣した模様で、八月十二日「所々御用聞き夫」三日交替で各手永から二〇人、炊き出し人一八人も同様な方法で差し出すように命じた（前書）。また、十一月には花熊村へ三番手備（渋田見新）の半分が宿陣するようになり、同村とその近郊から弾薬運搬夫の供出が命じられた（『慶応御用日記』長井手永、大庄屋文書二五〇）。

後退した小倉藩兵とともに小倉城下・企救郡から逃げてきた者も多く、その「従類」たちは他の五郡に引越してきていた。長井手永では、花熊村には小倉光清寺一向従類五人、木山村に小倉室町の三官屋嘉兵衛の六人、大村には西田町芝尾屋万善の二人、大坂町吉田屋菊次郎の三人、山鹿村に企救郡津田泰蔵の七人、古川村には小倉の明信寺の八

人、同じく桶屋亀藏の二人となっている。このうち特に、企救郡の津田泰藏は、企救郡津田手永の大庄屋中村平左衛門維良の子息維寧のことで、当所に滞留していたことに注目しておこう。

これより先、朝廷は將軍徳川家茂の死について、八月二十日に喪を発し、翌二十一日將軍の喪をもって征長の兵の停止を命令した。しかし、小倉藩領においては、この命令は守られず企救郡を主戦場として戦闘は繰り広げられた。十月には、長州藩は企救郡一帯を占領した。翌慶応三年正月、肥後・薩摩両藩の斡旋で和議が成立し、「尊藩金部峠狸山夕内企救郡之義は 天幕之御所置振様」(『中西家文書』)と、企救郡は長州藩預かりとなった。小倉藩がこのような事態に追い込まれたのは、この第二次征長戦があまりにも甘い見通しのもとで行われた点に尽きるとともに、長州藩が四国連合艦隊下関砲撃事件のうちに、近代的な装備をもつ強力な軍隊を創出した点にあった。また、征長戦の失敗による被害を最小限にとどめ得なかつた点について言えば、朝廷の休戦の命令を契機として、長州と交渉する能力を發揮できなかったことにもある。例えば、芸州口の攻撃の幕府軍と長州の間では休戦が成立している。すなわち、朝廷からの命令が出るや否や、勝海舟が広島に急行して長州軍と交渉に入っている。そうすると、小倉口の総督小笠原長行の行動がこの戦いを長引かせたことになるろう。

慶応二年の 慶応二年八月一日小倉城の自焼と時を同じくして、京百姓一揆 都・仲津両郡で広範な百姓一揆が発生した。小倉藩領では、小笠原氏入国以来一度も広範な百姓一揆の発生はみていない。この一揆は、苅田辺から発生してまたたく間に新津手永・久保手永・黒田手永と波及し、大庄屋・庄屋役宅を打ちこわして、翌二日には仲津郡・

築城郡・上毛郡にも波及した(被害状況については第96表参照)。京都郡の打ちこわし勢は同郡行事村の正八幡宮に集結し、村々御水帳受取焼亡を目標に次々と庄屋宅を打ちこわしながら移動していった。この一揆は小倉城の自焼という、長州戦の敗色の政治的な空隙をついて発生した。上毛郡の首魁清次郎が「水帳をなくすれば、税金を出す必要がなくなる」(『築上郡志』統志上「福岡県」)といつて、百姓を扇動したと白白したように、基本的な土地台帳である水帳の廃棄が最大の目標であった。

京都郡の一揆勢は七曲峠(現田川郡香春町と京都郡勝山町の界)まで押し寄せたが、郡代の一隊が小銃を撃ち鳴らしながらこれを撤退させた。そして、久保村で鎮圧されてしまった。

仲津郡長井手永大庄屋はこの時の様子を次のように簡潔に記している(『慶応二年庚御用日記』)。
(長井手永大庄屋文書二五〇)。

八月朔日	雨天	御城御自焼
二日	とん天	今晚役宅自宅焼失、花熊同苗宅同様
三日	晴天	今晚若御郡様築城上毛御代官一揆御取鎮メとして山鹿へ御泊

仲津郡大庄屋の国作昇右衛門は、八月三日仲津郡筋奉行の和田藤左衛門に対して出動を要請した。翌四日に鎮圧隊が到着したため、一揆は鎮静した。この間、長州藩兵と戦いを継続中であつたので、仲津郡の筋奉行は大庄屋たちに対して郡夫百人と草鞋を香春まで届けるように通達し、また四日には、大江丸に積み込んである弾薬を香春まで運ぶように指示した。ところが、大庄屋たちは長州戦争のことよりも、打ちこわしに遭って損害を受けていたこと、またいつ再発するかもしれない状況の説明し、この筋奉行の要請を断り、むしろ一揆再発防止のために筋奉行

第96表 慶応二年百姓一揆による被害状況

役 職 名	人 名
東友枝大地原庄屋自宅	大原哲之助
西友枝仙代庄屋	吉村孫三郎
同 横川庄屋	末松惣左衛門
行司(事)三軒	
大橋の柏屋	柏木勘八郎
成恒村大工	周 助
岸井手永八石、成恒庄屋兼帯	曾木富藏
広瀬村庄屋	竹下辰藏・竹下武助
岸井村庄屋	釘丸丹助
皆毛村方頭	伝 七
八 石	友枝文五郎
友枝村庄屋	生田武左衛門
同村計り屋	才 藏
宇島村万屋	小今井助九郎
同別家	三毛門欣右衛門
一本松酒屋	恒藤条助
杏川村三軒	
以上打ちこわし	二二軒
三毛門手永大庄屋本宿屋	三毛門新九郎
永久役宅	同 人
岸井手永大庄屋自宅	久呂土元平

黒土手永大庄屋前田役宅	黒田七右衛門
薬師寺村水車一軒	
同村庄屋	佐 市
尻高村庄屋	中村碩藏
下川底村庄屋	何 某
大河内村庄屋二軒	
土才村大小屋一軒	
以上焼失	一一軒

(注) 八石は子供役(元庄屋の補佐役)

(小倉藩壬寅農民一揆)『福岡県史料叢書』第八輯)

の出動を懇願した。なかでも長井手永においては、庄屋たちが役儀の返上を願い出て、農村支配の根幹である組織が崩壊に瀕していた。このような事態に追い込まれていた村方役人たちの困惑も著しかったが、一揆は再発しなかったことで事無きを得た。これは一揆の性格が自然発生的であり、その目的を既に達していたことから自然鎮静化に向かったからであった。この一揆の動向については、第93表を参照して頂きたい。

香春藩庁で 慶応三年(一八六七)、前年の秋収納は年内に皆済され

の藩制整備 ず、しかも収納の大部分は大坂の銀主たちへの返金に充てられた。したがって、家臣たちには給米を半高だけ渡すことさえ困難な状況に陥った。藩財政はまさに崩壊に瀕していた。この年の初めに試算された財政状況では、備蓄金は五月までしかもたないことがわかっていて、そこで、家臣及びその家族・陪臣を養うために一日五合の面扶持を実施した。その一方で幕府に救援米を要望し、幕府から三月に入り

第97表 慶応二年（一八六六）の百姓一揆の概況

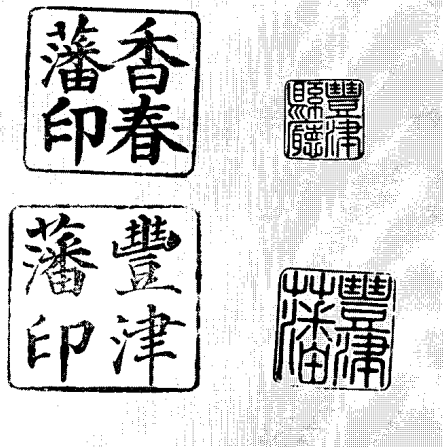
郡名	日	一揆の概況
京都府	一日	藩権力の象徴である小倉城の白焼と同時に一揆が勃発した。刈田辺より百姓一揆逢起（慶応二丙寅『仏山堂日記』）し、新津手永の大庄屋役宅を打ちこわし、家財を積み立て焼き払う。久保七右衛門宅、末松安右衛門宅、黒田喜左衛門宅も焼き払う。それより、行事村（現行橋市市街）に押し移り、町家を夥しく打ちこわした（『仏山堂日記』）。
上毛郡	一日	一揆は郡中一円になる。行事村止八幡宮に集合し、村の水帳を焼き払うべしと決定した。そして延永健右衛門宅を打ちこわして後、二手に分かれた。一手は役宅を打ちこわしながら、村上仏山の居村の稗田村方面にやってきた。貫一郎方は金子五〇〇両ほど・米穀を出して難をのがれた。そして、上田川原に集合して評議。もう一手は、既に、久保新町に押し寄せ、箕田・矢山方面に向かおうとした。そこで、郡代から派遣された鎮圧隊の発砲によって、散々になって逃げ帰った（『仏山堂日記』）。
	二日	二日より京都・仲津・築城・上毛諸郡の富豪及び庄屋の宅を襲い、乱暴狼藉を極めた（『築上郷土史読本』『福岡県史料叢書』第八輯所収）。
上毛郡	三日	我が上毛郡では八屋村清兵衛が首魁となって一揆を起こした。清兵衛は、八屋下町の目明かし虎威の所に出入りしている無頼の徒で、小倉変動の際、小倉において各所に暴動の起こるのを見て、八屋に帰村して三日に暴動を起こし同町の者を勧誘し、まず代屋という酒屋を荒らした（同）。
	四日	宇島に入って、万屋を襲い、酒槽を打ちこわし、造酒四〇〇石を流し捨て、いったん八屋賢明寺に集合（同）。
	五日	今市方面に出て、大村の庄屋宅を荒らし、それより各所を荒らし回った（同）。
一揆の後始末	二日	久保新町では、役人が一人鉄砲で打ち留め、九人を召し捕り、その内、三人はすぐに新町で斬罪、鉄砲で殺された一人の首とも晒された（一つは新町に獄門、三つは行事で獄門、外の五人は香春に引張られた）。
	四日	沓尾村（京都郡）平次郎は斬首、晒しもの
	五日	夕刻、郡代高来作之丞が兵十余人を引き連れ、発砲して鎮圧したので一揆勢は逃亡した（『築上郷土史読本』）。
	一三日	八屋村（上毛郡）清兵衛は斬首、晒しもの

（『仏山堂日記』、『築上郡志』、『国作手永大庄屋日記―慶応二年』）

五〇〇〇俵の救援米が下げ渡された。
 三月中旬には、熊本に避難していた家臣の帰還（藩主一族・側近はそのまま滞在）、四月には日田駐屯の兵も香春に帰ってきたので、ますます困窮度を加えた。

こうしたなかで、藩制の整備が実行された。三月十八日、香春お茶屋に仮政府を設置し、家臣の居住も定めて香春藩が発足した。そして、四月には征長戦の指導者であった小宮民部がその責を問われ、隠居・謹慎が命じられた。代わって、改革のため人事異動が頻繁に行われ、地位の低い者でも能力があれば登用する道が開かれた。

この当時の家臣の住居の割り振り（犀川町―仲津郡関係）は次のとおりである（中西家文書（「お触書」））。



幕末・維新時の政庁印（県立豊津高等学校）

小姓組 先手組四組

花熊村 木山村 大熊村 大村 山鹿村 本庄村 柳瀬村 崎山村 古川村
 大坂村 久富村 矢富村 天生田村 彦徳村
 書院番 先手組二組

横瀬村 木井村 犬丸村 節丸村 光富村 内垣村 上高屋村 下高屋村

農政に関しては、この秋の収納を確実にするため年貢徴収の強化と農業の精励を督励した。また、領内の七か所に目安箱を設置して具申を奨励して、不満が爆発しないように努めた。また、警護のために再度の農兵の取り立てを布告したが、文久年度の場合のように応募する者は少なくはかばかしくなかった。

文武の奨励も行うべく、藩校思永館の再興も香春の光願寺に文武館を置いて、同年の五月に開館した。家臣の分散移住もあって、支館も確保された（本庄村信福寺・田原村蓮則寺・上赤村正福寺・節丸村阿弥陀寺・別府村法蓮寺に置かれた）。

征長戦の混乱の整理も行われた。同年の六月二日、一年以上前に亡くなった九代藩主小笠原忠幹の喪が発せられ、七月八日に葬儀が、田川郡上野村の興国寺で執り行われた。継嗣豊千代丸が、十代藩主小笠原忠忱として就任し、幼少であるためにその後見役として新田藩主の小笠原貞正が藩政を統括することになった。

幕府に対しては、同年の五月に小倉藩の窮状を訴え、一方石の救援米を嘆願した。この訴えは、結局幕府の受け入れるところとはならなかった。このように、小倉藩は藩体制の再建に取り組んでいたが、中央の政治情勢は大きく変わろうとしていた。

(四) 明治維新と小倉藩

大政奉還

十四代将軍の後を継いだ徳川慶喜は、慶応三年（一八六七）十月十四日、朝廷に対して政権の返上を奏

上した。同日、薩摩藩主・長州藩主に対しては、討幕の密勅が下されていた。大政奉還という路線は、将軍を議長とする列藩会議を開いて政治を担当するものであり、討幕はまさに徳川幕府を討ち幕府支配を否定する路線であった。当時の主だった藩が考えていたものは第98表のようなものであって、実に政治勢力と情勢は複雑なものになっていた。

朝廷は十月十五日に大政奉還の奏上を受け入れ、同時に一〇万石以上の諸大名に京都参集を命じ、一〇万石以下の諸大名にも同じ命令を發した。だが、京都の形勢を見て、諸藩主らは容易に上京しなかった。十月までに上京したのは、大藩では薩摩・越前・尾張・芸州・彦根藩主らであった。そのほか、京都付近の小藩主らの十数藩であった。かえって、譜代、溜間詰（とまぎ）め以下の諸大名七、八十藩主は、幕府に対して幕命がなければ朝廷の命令に従わない考えであるがどうか、と問いただす有り様であった。紀州藩の重臣に至っては、徳川氏の恩誼（おんぎ）を捨てることはできないと、あくまで幕府に対して忠誠を尽くそうと考えていた。

その一方で、水面下では両勢力の暗躍がみられ、十二月九日を迎えた。そして、「王政復古の大号令」が發せられた。まさに、八月十八日の政変と同じくクーデターが行われ、結局、薩摩藩・長州藩を中心とする討幕派が政権を奪取することになったのである。

戊辰戦争と小倉藩

十月に小倉藩も藩主の上京を促されたが、藩主の幼少を理由にこれを断った。翌明治元年（一

第98表 慶応三年段階の主な政治勢力

政治勢力	そ の 方 針
外国勢力	英国……薩長などの雄藩支持 仏国……幕権強化政策
宮廷勢力	天皇……無色、したがって、玉を手中にしようとする勢力が必死の工作を行う対象になる 公家……討幕派（岩倉具視を中心とするごく少数、王政復古派と組む）、王政復古派（大部分は腰のすわらない反幕派）、佐幕派（＝公武合体派、上層公家に多い）、無関心派（多数）
幕府勢力	将軍（徳川慶喜）・側近……幕権強化、幕府独裁制の修正を考えている 幕権強化策派……親仏派を含む多数派 開明派……大政奉還に近い考え方、少数派 無関心派……多数派
雄藩勢力	長州藩……武力討幕 薩摩藩……武力討幕が基本路線、大政奉還の選択も可能性あり 土佐藩……大政奉還路線、一部に討幕派 芸州藩……薩摩藩と土佐藩の中間に位置づけられる 宇和島・越前藩……土佐藩に近い、より佐幕的 会津・桑名藩……幕権擁護＝佐幕の色彩が強い 無関心派……内部で抗争や事情があつて動きが鈍い
民衆勢力	「下民の蜂起」に対し、大政奉還派がいちばん心配したほど、内戦による動乱を避けたいと考えられた。全体として、封建支配に対抗するエネルギーを持っていた。

（中央公論社刊『日本の歴史』一九卷四六六～四六八ページ）

八六八)に鳥羽・伏見の戦いが開始され、明治二年の五月までのいわゆる戊辰戦争が行われた。この戦いで、名実ともに江戸幕府は倒れ、新政府の全国統一が実現した。新政府はこの後、天皇を中心とする中央集権国家の樹立を目指し、同年には版籍奉還、明治四年には廃藩置県を断行した。

明治元年一月十日、朝廷から徳川慶喜追討のために小倉藩に対して国力相応の人数を差し出せとの通達があった。この命令を実行するため、部隊の編制をすべく準備した。郡夫の徴集も必要となり、各手永から七人の割り当てで徴発をした。当時の兵力は、備頭八人、隊長五二人、役々五六人、銃隊二六五五人、大砲二九門であった。この中から、臨時に編制した部隊は二月十七日と二十一日に分け、備頭(重臣)一人、隊長一人、銃隊三九四人、それに付随する諸役や家来、郡夫が上京した。

このように出兵したが、小倉藩には軍事的な役割は与えられなかった。そこで、家老の島村志津摩が上京し、忠誠を誓う口上書を朝廷に提出して働きかけることによって、関東での戦いに参加することを得た。また、朝廷が万石以上の大名に一万両の貸与を表明していたので、財政窮乏を理由に二万両でもいいとの申し出をし、七月にはようやく一万八〇〇〇両の拝借を実現した。

新政府は、奥羽列藩同盟を潰すため各藩に出兵の動員をかけた。小倉藩は、八月二日大坂警備に当たっていた藩兵五〇〇人を越後に向けて出動させた。この時、新たに領内から七〇〇人の軍夫を徴募して同行させた。八月十七日には二八〇〇人の藩兵が沓尾浦から出船して越後を目指し、九月一日には三五〇〇人の藩兵が香春に集結して奥羽へ向け出発した。この

出兵には軍夫その他を加えると、出陣人数はおおよそ一〇〇〇〇人を超えた。新政府から借用した一万八〇〇〇両はまたたく間に消費し、八月にはさらに五万両の拝借を願わなければならなかった。そこで、余裕のなかった新政府であったが、小倉藩には一万両を下げ渡した。十月には、東北派遣軍の防寒具代一五〇〇両も調達ができず、やむなく軍務官に借用を願い出て、軍務官は一〇〇〇両を貸与するという有り様であった。だから、小倉藩としては八月の五万両の拝借は是非とも必要であり、執拗に新政府と交渉をした。その結果、十二月になってようやく二万両の拝借に成功した。

藩内でも当然財政緊急措置を講じた。小笠原一門と中老(家老職を出す家柄)は禄高五〇〇〇石に統一、馬廻役は二〇〇石で頭打ち、書院番・近習頭・組付はすべて一五石四人扶持、組技・足輕は七石二人扶持、中間は四石一人半扶持に統一した。そして、節減した禄高米を軍資金に回した。

明治維新と小倉藩

小倉藩が、朝廷からの参集命令に対して藩主の方針のもとに家老の島村志津摩を中心として改革政治が遂行されていって、小倉藩にとっては征長戦後の混乱から藩体制を再建することが最優先されたからである。島村は、制産掛・制産方を設けて、藩内ですべての物を製造するように指示した。また、藩士の中から有能な人物の抜擢を行うなどを試みたが、赤心隊の幹部の建野郷三が家老に抜擢されると、島村は辞任を申し出た。しかし、受け入れられるところとならず、今までの功績から政治筋の相談役と軍事部門の最高責任者として遇された。

既にこの年（慶応三年）八月には、香春町勾金の鶴岡八幡の境内に門田栄銃隊による訓練場が設けられ、新式の銃隊訓練に力を入れるようになった。十月には、大庄屋をはじめ村役人についても、百姓の投票で決める方針を布達し、十二月には家臣に対して藩政についての意見を申し出るように触れ、同時にそれらの意見を検討するための衆議所の設置をした。

徳川慶喜追討の出兵命令に従うことは、藩財政に相当な負担をかけることになり、これを契機にして藩政の機構改革に乗り出した。すなわち、郡代・代官・山奉行・検見定役・郡土蔵・作事方・井樋方・炭役・蓑島在番・大橋御茶屋番などの役を廃止し、代わりに郡方役所・町方役所・作事方役所・商法方役所・元方役所などを置いた。領外の産物の取引については商法方役所が管轄することにした。商品取引の抜け売りなどは禁止していたが、免札を持たない百姓が勝手に取引・抜け売りする者があったので、四月からは吟味役の役人が廻郡して取り縮まった。

緊急時の財政政策として、前年から実施していた面扶持制から、前項に述べている通りの禄高制の改革を実施した。

藩主小笠原忠忱一行が明治元年三月十二日肥後から帰ってきた。宿舎は田川郡上赤村の正福寺が与えられた。また、奥州に出兵していた藩兵たちも翌春の内に帰藩した。そして家臣たちには、四月十八日「土着」が命じられた。すなわち、農業にも従事するようにさせられたわけである。知行通・書院番以上の格の者は田川・京都・仲津の三郡に住み、組外通・組抜の者は仲津・築城の両郡に住むように達せられた。

慶応二年八月一日の小倉城自焼後、企救郡の大庄屋は第99表の場所に避難していた。他郡や他領に避難していた大庄屋は避難場所を仮役宅と

して、残務整理と香春藩庁との連絡をしていた。五月二日に彼らは、香春藩庁に呼び集められた。そこで、一応役儀を解き、希望者には企救郡に帰ることを許可された。

第99表 企救郡大庄屋避難場所

大庄屋名(子供役)	避難先
城野幾之助	田川郡柿原村
小森与兵衛(子供役)	田川郡伊田村
中村平次郎(片野手永大庄屋)	筑前領黒崎
今村勝次郎(子供役)	筑前領
城野又次郎	筑前領
小森承之助	京都府
富野幾之助	京都府
富野左兵衛(子供役)	京都府
津田市太郎(子供役)	京都府

〔田川市史〕上巻 七九二ページより作成

また、藩は殖産興業にも意をそそぎ、農機具の生産のために地金買座（香春町の関屋直蔵ら）が命じられた。八月には領内の百姓に菜種の播種を命じ、その作付面積を報告するようにさせた。蠟についても、他領からの仲買人が入り込んでいたため生蠟の値段が高くなり、領内の需要に差し支えが生じたので統制を行った。

版籍奉還

明治二年（一八六九）六月に藩長土肥の四藩主が版籍を奉還する形をとり、諸藩もこれにならない、朝廷はこれを許可した。旧藩主は新政府から、知藩事に任命された。

長州藩は、第二次征長戦後に占領した企救郡を本来の領地とともに朝廷に返還した。そこで、小倉藩は新政府に対してこの企救郡の返還を願った。しかし、実現はしなかった。その代わり、企救郡の年貢収納分を政府の国庫から下げ渡すことを通達してきたが、小倉藩はこれを辞退した。この企救郡は結局、日田県の管轄にすることに決定された。しかし、版籍奉還後も日田県の実質的移管はなされず、依然として長州藩が管轄していた。そうした中で、明治二年の企救郡の百姓一揆が発生した。

明治三年、長州藩は企救郡から引き揚げ、同郡は日田県の管轄になった。

豊津藩の成立

明治元年（一八六八）十一月に藩庁を仲津郡錦原に移転することが決定され、翌年の春から同地での藩庁建設が行われ、冬には藩主の館が竣工して、十一月二十八日に田川郡の正福寺から十代藩主小笠原忠忱が転居したが、その途中群衆の見物「不及筆紙候事」（坂本家文書「仮」）という有り様だった。翌明治三年、「公麻御上棟」（書）した。豊津藩の成立である。前年の明治二年は、その前年の秋収納が不作であったこともあり、領内で食料が不足がちであったから蔵米を放出したり、会計局の中原嘉左右（小倉城下町商人・藩御用達・飛脚問屋）に命じて食料の確保に当たらせた。

中原は、肥後・長崎・下関などから食料を確保して、同二年の不作に対応した。

この年の不作は、天候不順によるものであった。記録には次のように記されている（同前）。

一、同年（明治二年）五月十七日より雨天打続き八月十一日まで降り続き、

同月十五日晴天に相成り、九月十六日皆（快）晴同夜中大雨、翌十七日より晴天打続き十月三日まで四十三日皆（快）晴打続き、近年珍敷き不順天氣に御座候事尤も十月四日雨天に候事

このように、麦の収穫期から田植え時期及び稲の成長期は、長期にわたる雨天となっていることがわかる。大変な不作の年であったことが想像される。

豊津は最初、難行原と呼ばれた原野であったが、天保年間（一八三〇—四四）には錦原と呼ばれる開墾地であった。藩庁移転時、豊津と改称された。藩庁移転は豪商・豪農の出金と農民の出夫によって完成した。出夫は、各郡交替で出すようにした。農村からは資材を提供させた。豊津に移転した小倉藩は、人心一新して対征長戦以来の疲弊から立て直しをしようとの決意にあふれていた。アメリカ人を雇って蒸気船の操縦と機関についての技術講習を始めた。家臣から抜擢された建野郷三や山田寅吉を二年間イギリスに留学させた。

財政難の中にも軍備拡張も怠らなかった。明治三年に政府に届け出た所有兵器は、アームストロング砲三門、大砲六四門、外国製小銃三九〇〇挺余を有していたほどである。急速に近代兵器の整備が行われた。農村政策は依然として生活全般にわたって規制が続いていたが、再建も進められた。こうして、明治四年七月に廃藩置県が断行された。

参考文献

「長井手永大庄屋御用日記」、「国作手永大庄屋御用日記」中西家文書「慶応二年八月〜同三年一月 お触書」（『郷土田川』27号）、「小倉藩追書」、「豊前市史」、「北九州市史」、「田川市史」、「門司市史」、「小倉市誌」、「企救郡誌」、「築上郡志」、「郡典私志」（小倉藩政史研究会編、豊前史料集成一）、『豊前旧租要略』（『福岡県史資料』第八・九輯）など